

一般競争入札の公告

令和6年度滋賀県立大学公用車の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定により公告する。

令和6年7月4日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手 慎 司

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立大学公用車1台（搬入、納品後の各種サービス、メンテナンスを含む。）
- (2) 借入物品の特質等 「滋賀県立大学公用車の賃貸借に係る仕様書」による。
- (3) 契約期間 令和7年3月3日（月）（新車登録日）から令和14年3月2日（火）まで（84か月）
- (4) 借入場所 滋賀県立大学（彦根市八坂町 2500）
- (5) 借入物品の納入期限 令和7年3月10日（月）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。（参考規程 [注1]）
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者に対しては、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査する。
- (4) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 本件と種類を同じくし、かつ規模が同等以上である契約を締結し、これをすべて誠実に履行している者であること。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1「入札参加資格確認申請書」および別紙様式2「仕様書確認事項一覧」を下記イに示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。

ア 様式1および様式2の提出期間

令和6年7月4日（木）から令和6年7月24日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時までとする。

イ 様式1および様式2の提出場所および問い合わせ先

滋賀県立大学事務局 総務課総務係（大学管理棟2階）

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 TEL 0749-28-8206

- (9) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者は、入札説明書交付時に「一般競争入札参加資格審査申請書」を受け取り、提出しなければならない。

「一般競争入札参加資格審査申請書」が提出された場合は、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間 2(8)アと同じ

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所および問い合わせ先 2(8)イと同じ

3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す期間 令和6年7月4日(木)から令和6年7月24日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の9時から17時まで
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 2(8)イと同じ
- (3) 入札説明書の交付方法 滋賀県立大学のホームページからダウンロード
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。
- (5) 入札の日時および場所 令和6年8月2日(金)10時30分 滋賀県立大学(大学管理棟3階第2会議室)
- (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに入札者立会いの上行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、1月当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金

入札保証金および契約保証金については、取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は令和6年7月24日(水)17時までに手続を行うこと。

6 契約書の作成の要否 要

7 郵送等による入札の可否 否

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 取扱規程第15条に該当する場合
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 取扱規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格で有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 契約手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

11 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 入札を代理人が行う場合、代理人は、入札書と同時に委任状を提出しなければならない。
- (3) 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 入札参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- (5) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることができない。

- (6) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。